

移民とヤングケアラー

—— 再生産労働の再構成と子どもの位置づけ ——

安 里 和 晃

1. はじめに

本稿は、ヤングケアラー問題を、移民家庭における再生産労働の再構成という観点から検討することを目的とする。これまでジェンダーや移民という視点で取り上げられてきた再生産労働を、子どもという異なる社会的属性から踏み込んでいる点において、ヤングケアラー概念の登場は新しい視角を提供した。ケアラーが家事・育児・介護といった無償の再生産労働を過剰に担うことで、本来子どもや若者に保障されるべき発達や成長の機会が阻害されているにもかかわらず、それを代替する十分な手段が存在しない場合、ケアラーは社会的な問題となる。とりわけヤングケアラーは無償のケア労働を担う存在として議論されることが多いが、広義には児童労働のような有償労働を含むことがある。

ヤングケアラーは日々の生活を成立させる再生産領域（この場合にはケア）における子どもの役割のあり方が問い直され、問題化された概念である。再生産労働は主に親密圏内部に存在し、市場経済の拡張と共に一部は外部化され商品化されてきた。しかし、こうした商品化は限定的であり、再生産労働の担い手の多くは女性である。

具体的にみると、子ども家庭庁が示すヤングケアラーの事例は、家族に代わる家事、世話、見守り、気づかい、看病、家計の支えに子どもが過度に従事する場合などである（子ども家庭庁 2025）。この中で「家計の支え」以外は無償の家事労働を指している。法的には「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されている。ヤングケアラー問題は、こうした労働を子どもが過度に分担することによって生じる発達上の悪影響を防止するという目的で提起され、法制化が進められてきた。従来、再生産労働をめぐる議論では、過大な女性の負担に焦点が当てられてきたが、これを子どもの担うケアという視点で枠組みが再設定されたのである。

1.1 ヤングケアラー概念を支える3つの規範モデル

ヤングケアラー概念は、近代的福祉国家モデルにおける子ども観に立脚していると言ってよい。近代的福祉国家モデルは、20世紀以降の福祉の担い手としての福祉国家の成立、子どもを権利の主体として保護するといった、生産と再生産労働からも一定の距離を置く規範的枠組みである（cf. Zelizer 1985）。つまり、子どもを労働力や「生産財」として家族戦略の資源として位置付けるのではなく、保護と発達が優先的に保障される存在として位置づける点に、このモデルの特徴がある。ヤングケアラー問題は、①親密圏における非対称的権力関係からの保護、②子どもを権利の主体として位置付けること、③一方的な支援の対象ではなく、表現し参加する主体として位置付けること、という三つの規範的前提に基づいて構成されていると考えられる。

一つは保護規範であり、成長段階にあるこどもを「守られるべき存在」として捉える子ども観である。例えば、ILO条約の児童労働に関する条約がその1つであるといえる。国内法であれば、児童虐待防止法や児童相談所による保護すべきと認められた子どもへの介入をあげることができる。こどもが成長段階にあるということは、親密圏内部において子どもが非対称的な権力関係に置かれていることを示している。

親子関係は、それが自発的であるか否かにかかわらず、つねに権力関係を内包しており、そのなかで子どもは心理的影響を受けやすい立場にある。具体的には、感情労働や情緒的ケアといった言葉が示すように、子どもはしばしば権力関係の末端に位置づけられ、受け皿としての役割を担わされることを意味する。したがって、権力の非対称性から子どもを保護するという視点は、本稿で検討するヤングケアラー概念を考えるうえで、きわめて重要な論点である。

もう一つの子ども観は、「子どもは権利の主体である」とする権利規範である。例として、『子どもの権利条約』や、『世界人権宣言』第26条をあげることができる。『子どもの権利条約』においては子どもが「生命に対する固有の権利を有する」（第6条）とし、子どもは親や国家の生産手段ではないことなどを含意している。親と子という非対称的な権力を有する関係において、子どもは生まれながらにして人権を有しており、親は権力を乱用してはいけないのである。

また、国家は「子どもの生存及び発達を」現在から未来にかけて最大限提供する義務があるとし、国家が介入できる役割があるとして位置付けている。つまり、生存と発達の観点から子どもの再生産労働へのコミットメントにおいても制限があるべきだというわけである。その線引きに関して、子ども・若者育成支援推進法では成長・発達に必要な遊び、勉強、就職の準備などが犠牲にならないこと、また身体的、精神的負荷が重くないなどの

観点が記述されている。

最後に、「参加する主体」として子どもを規定することも重要な規範の柱となりうるであろう。ここにおける「参加」は、子どもを「支援を受ける」のみだけではなく、自ら声をあげる主体的な存在として位置付けることを示す。Phelps (2017) は参加が政策の形成の大きな柱になるとして、当事者による参加や発信が重要であることを強調している。参加は保護とのバランスを考えるうえで重要である。

『子どもの権利条約』、『児童労働に関する ILO 条約』はほぼすべての国が批准しており、「近代福祉国家的」こども観は世界に浸透していると言ってよい。したがって、子どもをめぐる問題を考える際には、無償労働などといった従来の再生産労働の観点だけでなく、子どもを権利の主体としてとらえ、保護・発達・将来性を保障するという視点が不可欠である。たとえば、家庭内における再生産労働は生存のために必要である一方、労働の担い手が子どもである場合には、子どもは権利の主体として、そして保護される主体としてバランスをとることが求められるのである。ただし、ヤングケアラーを政策の俎上にのせている国はわずかである。国家間の格差が大きいのが、現段階におけるヤングケアラーの取り組みと言えよう。

日本ではヤングケアラーに関する法整備が進められている。日本で特徴的なのは、ヤングケアラー概念が拡張し、「状況に応じて 40 歳未満」（子ども家庭庁 2025）を対象としている点である。これは進学や就職など重要なライフイベントが連続する時期を念頭に置いたもので、若者の自立移行において困難やリスクを抱える範囲を含めているからである。具体的には、特に労働市場の緩和が見られた 1990 年代以降、当時、若者期に達した人口は経済サイクルの影響を受け、教育の長期化の反面、高い失業率と非正規雇用化、晩婚化、晩産化が目立つようになった。若者の不安定な時期が長期化し、自立への移行が困難となる現象が広く認められるようになったのである。つまり、40 歳未満という定義は、恣意的な拡張ではないのである。

1.2 ジェンダーの問題としてのヤングケアラー：脱政治化の流れ

家庭内の無償労働と言えば、すでにジェンダー領域における膨大な研究蓄積がある。従来の研究においては、ケアをめぐる諸問題として、その無償性や分担の不平等性、不可視化や社会的評価の低さ、さらにはグローバルな商品化に伴う倫理的課題など、さまざまな論点が指摘されてきた。ケアの性役割分業を前提とすると、当然のことながらヤングケアラーの問題はジェンダーの問題であると考えられるが、政策・研究自体はジェンダーの枠組みにおいてそれほど深化していない。こども家庭庁はヤングケアラーについて 3 回の調

査を行っているが、その中で、ジェンダーの領域に踏み込んでいるのは三菱 UFJ リサーチアンドコンサルティング（2021）の調査である。女性のサンプル数が多いという意味においてセレクションバイアスの問題があると思われるが、「性別による大きな差はみられない」（三菱 UFJ リサーチアンドコンサルティング 2021: 111）としている。そのうえで、通信制高校に通う女性はヤングケアラーに該当する割合が高いことや、ケアにおける男女の役割の差についても、「愚痴を聞く」などの感情労働は男性の割合が高く出ている。Boyle et. al（2023）は子どもに関する論文を対象としたメタ調査において、女性はケア役割を継続的に担うことが多く、男性は代替的存在として扱われる傾向にあるという。恒常的なケア役割は教育や就労に影響を及ぼし、心身に及ぼす影響も強いと指摘されている。これは、日本においてヤングケアラーの大きな性差は本当にみられないのか、権力関係論やジェンダー理論と照らし合わせることの必要性を迫る結果ともなっている。しかしこの報告書も調査結果を記述しただけであり、それ以上の深い分析はなされていない。また、日本総合研究所（2022）、デロイトトーマツコンサルティング（2023）の報告書においてはジェンダーについてほとんど記述が見られず、ヤングケアラーについては、ジェンダーの観点を取り入れた記載は薄いと言える。ヤングケアラー問題を個人的な問題として回収しないという方針に従うと、ジェンダー差が生じる構造的理由に迫る必要があるだろう。

その意味ではジェンダー問題としてのヤングケアラーは今後の課題だと考えられるが、政策面ではヤングケアラー問題をジェンダーの枠組みでは捉えない傾向があるように思える。夫婦別姓問題などの例をとってもわかる通り、社会的課題をジェンダーの問題に回収したとたん、政策が進まないという現実もあるからだろう。ヤングケアラー問題には子どもの問題として取り扱うことによってジェンダー問題の存在を矮小化するという政治化過程がある。他方、ジェンダーの「脱政治化」は政策立案・実施を可能とするための政治的選択であると考えられる。脱政治化は政策の実施を早める効果はあると思われるが、ジェンダー、年齢、家族構成などの交差性を把握する際に困難に直面する可能性が高い。

1.3 移民とヤングケアラー問題

ジェンダーの視点が脱政治化されている反面、移民の視点が積極的に政治に組み込まれていることは、交差性を考えるうえで興味深い。内閣府（2025）は移民のヤングケアラーについて「日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている」としており、移民家族に一定の理解を示している。また、人口減少社会に対応するべく、賛否両論があるなか、政府は段階的に外国人労働者を導入しており、急速に外国人人口が増大している。のちに詳述する通り、移民の未成年人口も毎年増大しており、不可視化されや

すい再生産領域における移民のヤングケアラー問題は一定の意義を持つ。

こうした政府の動向を受け、京都市のケアラー条例は、移民のケアラーについて、その他の属性とは異なる特有の問題が存在していることを前提としている。たとえば移民の子が親のために通訳を行っている場合、それは単に言語支援を提供すれば解決する問題ではない。親と教員という権力の狭間に位置づけられ、高度な感情労働を強いられていること、また、こうした感情労働が進学や就職にも影響を及ぼすことが徐々にわかってきていることも理由である。詳細は別途論じたい。

これまで見てきたように、日本におけるヤングケアラー政策の特徴は、「40歳未満」という広い対象範囲を設定していること、移民のケアラーを独自の問題を持つ存在として位置づけたことなどにある。また、地域内部で代替手段を構築する福祉サービスの供給体制の整備を掲げ、他方でジェンダーを問題の構成として位置付けない点も特徴であると言える。

2. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。次節では、『在留外国人統計』を用いて未成年外国人の人口動態を明らかにし、国際移動の特徴を整理する。外国籍の未成年人口は増加を続けているが、その増加のあり方は国籍によって大きく異なる。本節では、こうした差異に着目し、国籍別に未成年人口の動態を分析する。

続く第3節では、移民のヤングケアラー問題として4つの事例を提示し、それが単なる家族内の問題ではなく、制度や社会構造と結びついて生成されていることを明らかにする。第1の事例では、通訳を担う子どもを取り上げ、通訳が単なる言語的支援にとどまらず、親と学校・行政といった非対称的な権力関係の狭間に子どもを位置づけ、教育や就職に長期的な影響を及ぼしている点を検討する。本事例は、当事者への聞き取り調査に基づく。

第2の事例では、児童虐待事案を対象とし、ヤングケアラー状態と児童虐待との連続性を検討する。本事例は、筆者らが2020年以降、食糧支援を通じて実施してきた家庭訪問を基盤とするアクションリサーチから得られた知見に基づいており、労働、福祉、貧困、在留資格といった複数の問題が重なり合う現場に継続的に関与してきた経験から得た一例である。

第3の事例では、仕送りを継続するフィリピン人の母親を支えるため、娘が生産・再生産部門の双方に動員されるケースを取り上げる。母親がフィリピンの親族への送金を優先する生活戦略のもとで、娘が家計維持のための労働に加え、家事や感情的ケアといった再

生産労働を担う過程を明らかにする。この事例は、子どもの国際移動や家族内役割分担が、教育戦略としてではなく、越境的な再生産体制を維持するための経済戦略として構成されていることを示すものであり、ヤングケアラー問題をグローバルな再生産労働の文脈に位置づける事例である。

第4の事例は、在留資格制度がヤングケアラーを構築する制度的過程に焦点を当てたものである。本事例では、京都市の夜間中学校の教員および同校に通う学生ボランティアへの聞き取り調査を通じて、在留資格「家族滞在」や教育制度の制約が、子どもを家族労働やケア役割へと動員する条件となっていることを明らかにする。すなわち、本事例は、ヤングケアラーが個別家庭の選択や文化的要因によって生じるのではなく、在留資格制度や教育制度といった制度的枠組みによって構造的に生成されている側面を示すものである。

以上の事例分析は、親役割化論（Boszormenyi-Nagy and Spark 1973; Jurkovic 1997）およびライフコースにおける意味づけの再解釈（Orellana and Phoenix 2017）を理論的参照枠組みとしている。

3. 未成年外国人の人口動態

この章では、在留外国人統計を用いて、年齢別人口の推移から国籍別に未成年人口の動態を検討する。とりわけ、出生や死亡による自然増減では説明できない年齢別人口の変化に着目し、親による子どもの呼び寄せや家族移住といった社会的要因による未成年人口の増減が、国籍によってどのように異なるのかを明らかにすることを目的とする。ここで扱うのは主に中国、ベトナム、ネパール、フィリピンである。中国は人口が減少に差し掛かっているが、それでも在留外国人としては2位である。ベトナムは最大の在留外国人である。またネパール出身者は飲食業（主にカレー屋）に家族経営として従事することも多く、働き手として子どもが呼び寄せられる場合も多いためとりわけ特徴的な未成年人口を有する。フィリピン系はもともと結婚移民が大多数を占めていた経緯もあり、日本人との結婚後家族を形成することが多い。ただし、この統計では日本人との婚姻は日本国籍とカウントされるため、外国籍として取り扱われることはない。

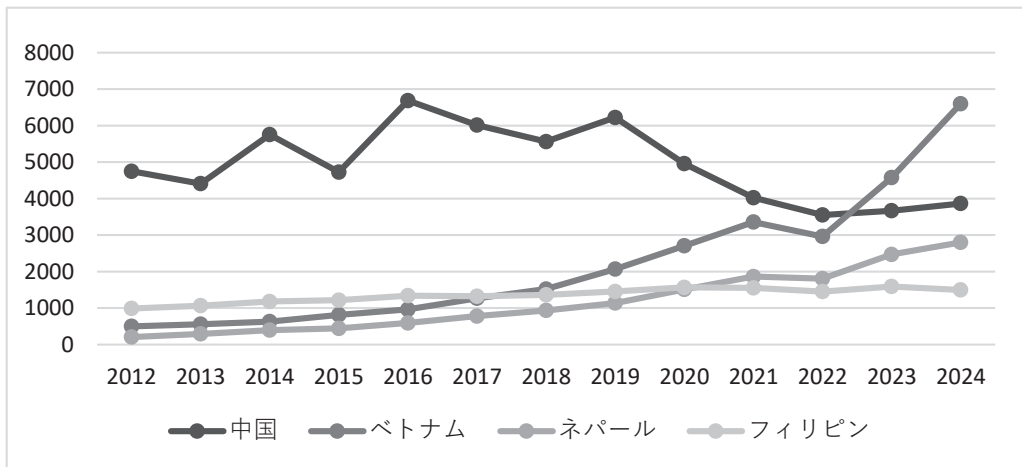


図1 国籍別0歳児人口

出所：『在留外国人統計』各年

0歳児人口は日本で出生した数を示している。ベトナムの急激な増加は、基本的にはベトナムの高度人材による日本出生者と指摘できる。

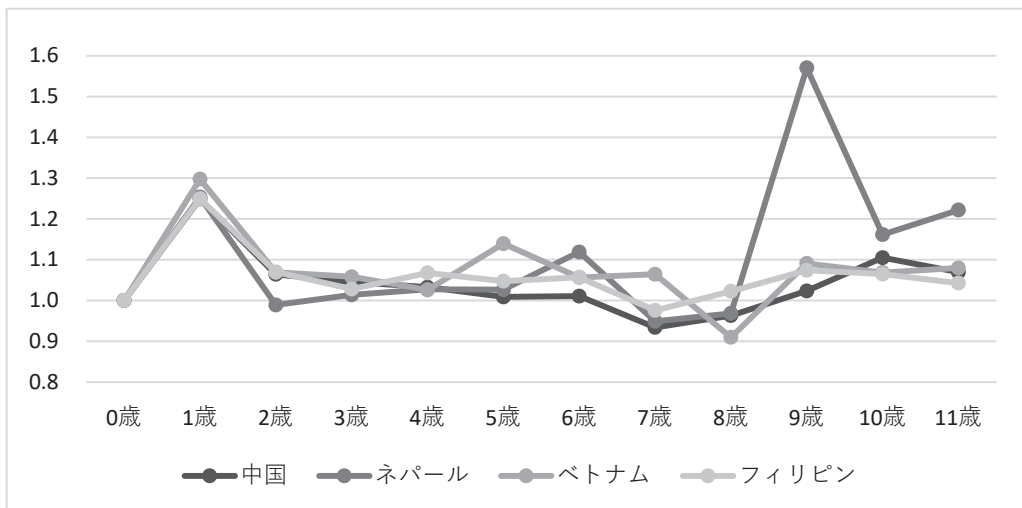


図2 2013年出生者コーホート人口増加率

出所：『在留外国人統計』各年

まず、2013年出生者のコーホート人口増加率を見てみよう（図3）。各国とも1歳で1.3倍に増えるが、これは外国人の出生には手続き上時間がかかるため、0歳児が1歳に計上されることがあるためである。基本的に人口増加率が1を下回ることは少ない。これは子

どもの呼び寄せがあるためである。8歳以降はネパールの増加率が高まる。

ネパールの増加率が高いのはほぼ一貫している。これは他のコーホートを見ても同じである。17歳の時には増加率が1.5を記録しており、これは同年齢の人口が1年で1.5倍に増加していることを示すものである。のちに示すが17歳で増加率が上昇するのは、18歳までに来日しなければ在留資格「家族滞在」を得ることが難しいためである。

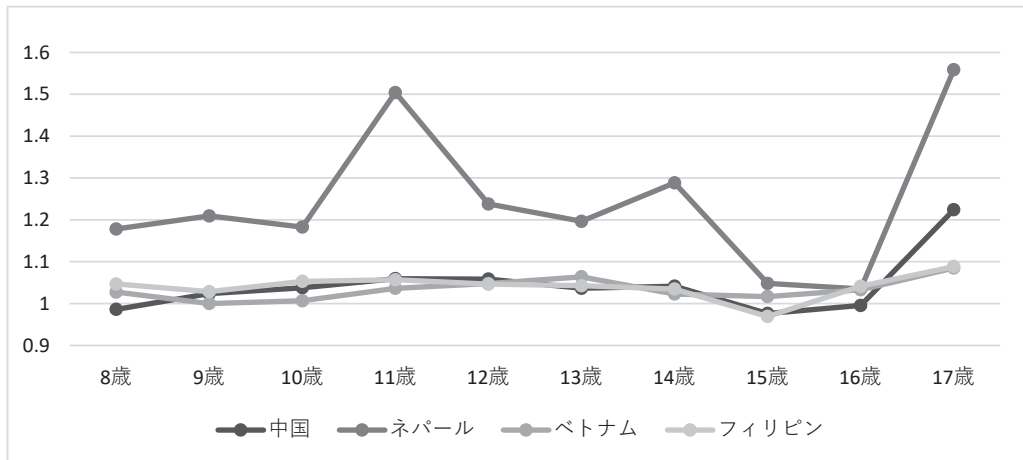


図3 2005年生まれコーホートの国別人口増加率

出所：『在留外国人統計』各年

通常は、0歳児人口から年次が推移するにしたがって、人口は減少すると考えられる。これは疾病や事故による死亡を意味する。しかし、外国人人口の場合、年次経過とともに人口は増えるという一般的傾向がみられる。この増加分は、例えば高校レベルにおける早期留学のために母子が移住する場合や、親が出身国に居住する子どもを呼び寄せる場合などによって、時間の経過とともに人口が増えると現象が生じるのである。ここでは年齢別外国人人口の年次推移を、年齢別コーホートからみることによって増加率を算出し、年齢の進行にもかかわらず増加率が上昇する原因を検討することで、外国からの未成年の後発的流入について詳しく検討する。

3.1 中国国籍

中国国籍では、15～17歳前後の高校生に相当する年齢層における増加率が相対的に高く、コロナ期を除き1.1以上が繰り返し出ている。つまり、特定の年齢帯に流入が集中している点が大きな特徴として挙げることができる。これは、具体的には大学受験を想定した早期留学のための家族を伴う移住と考えられる。中国籍保持者が来日して予備校教育を

受けながら日本の大学を目指すという早期留学は、近年多く論じられるようになった。例えば、王（2026）によれば、早期留学の塊が形成された背景には、中国で実施される全国統一大学入学試験（高考）に対する違和感があるという。高考は平等な競争という理念に基づく試験である一方で、1度の試験が将来の進路や社会的評価に長期的な影響を及ぼす。これが過度に競争を作り出しているとし、その代替的進路選択の1つとして日本留学が検討されるようになった。

この早期留学には、大きく分けて二つのタイプを想定することができる。第1は、中国の全国統一大学入学試験（高考）のルートから離脱し、日本の高校に入学・編入するタイプであり、主として15～16歳での来日がこれに該当する。

第2は、17歳前後で来日するケースであり、年齢層では二分される。うち一つは、日本の高校に在籍するルートであり、もう一つは、中国において高校の卒業証明書（あるいは修了証）を取得した上で来日し、日本で大学受験予備校に通うルートである。後者は、日本の大学受験を見据えた準備教育に直接接続する点に特徴がある。

3.2 ベトナム

ベトナムも中国と類似し、特定の年齢による社会人口の増加を見ることができる。高校卒業後の移動と考えられる18歳から20歳の移動がベトナムの特徴であると言えよう。これは技能実習生、特定技能、あるいは来日というチャネルによるものと考えたほうがいい。中国籍が日本の大学を目指すことが多いのに対し、ベトナムの場合はいわゆる非高度人材としての来日や日本語学校から専門学校という経路をたどることが多い点において、大きな違いがある。

また、ベトナム国籍の性比において特徴的なのは、18歳以上の人口において女性比率が高い点である。ベトナムの場合、18歳以上の人口の多くは就労者であり、技能実習生や留学といった在留資格が中心であることから、こうした国外での進学・就労経験の段階において女性の割合が高いことが示唆される。一方で、17歳以下の未成年人口については、特定の出生コホートにおける顕著な増加率や、男児選好を示唆するような性比の偏りは確認されない。したがって、ベトナム人において観察されるジェンダー差は、出生や未成年期の段階で形成されるものではなく、主として進学・就労といった社会的移動の過程において生じていると考えられる。

ベトナムの国籍保持者の呼び寄せが限定的である原因は、技能実習や特定技能1号といった家族帯同が認められない在留資格が多くを占めることである。「技術・人文知識・国際業務（以下、技人国）」のような家族帯同が可能な在留資格もあるが、こうした在留資格

で来日する者には独身者が多く、家族呼び寄せには該当しないケースがほとんどであるためだと考えられる。

3.3 フィリピン

フィリピン国籍については、年齢帯を問わず未成年人口の増減がほとんど観測されないという特徴を有し、子どもの呼び寄せや家族単位での来日が可視的に現れている国籍とは異なる傾向を示している。フィリピンの1歳児人口は、2016年時点で約1,600人規模で存在しており、その後も微増にとどまっているものの、増加率が1.1を超える水準には達していない。このことは、未成年人口が急増する局面を伴わず、全体として安定的に推移していることを示唆している。

こうした結果は意外に見えるかもしれない。というのもフィリピンと言えば、結婚移民としての来日者が多く、移動が頻繁であるという印象を持つからである。注意しなければならないのは、外国人統計は日本国籍を有する者は除かれている。つまり、未成年で重国籍者であり、日本国籍を保持している者は除かれている。したがって、結婚移民の子で日本国籍を有する者はこの統計には含まれないのである。

もっとも、増加率が1.1を超えることはない一方で、長期的には小幅な純増が継続的に観測されており、緩やかな規模での子どもの流入、すなわち呼び寄せが断続的に生じていると考えられる。これについては2つの点に留意する必要がある。出生児外国籍はフィリピン国籍同士の出産によるもの、フィリピン国籍と外国国籍の出産によるものがあり、また後発的増加はフィリピン国籍の未成年者との家族統合、つまり連れ子の家族統合である。日本国籍者との婚姻においても連れ子の統合はよくみられ、これが漸進的増加につながっているものと考えられる。こうした点は、筆者による聞き取り調査の結果、0歳児以上の年齢別人口が比較的安定して推移しているという特徴を有しており、子どもの呼び寄せが大きな人口変動として顕在化していない。そのため、男女比についても、女性が1.1を超えるような顕著な偏りはほとんど観察されず、全年齢層において概ね均衡的な構成が維持されている。このことは、特定の性別を選好した教育移動や就労戦略が前面に出ている国籍とは異なり、定住化が進んだ結果として人口構成が安定していることを示唆している。

3.4 ネパール

ネパールの事例も、他国とは異なる特徴を示している。ネパール国籍の未成年人口については、6歳以上の年齢帯において、人口増加が年齢に大きく依存せず、比較的均一に観測されている。この点は、中国のように特定年齢層で増加率が高まる傾向、つまり、進学

や進学準備といった教育イベントを理由とした来日が想定される構造とは異なり、比較的年齢に左右されず来日している可能性を示唆している。こうした特徴は、ネパール国籍の在留資格構成と密接に関係していると考えられる。

ネパール国籍保持者は同国籍同士の結婚が多く、男性が単身で来日することが多い。家族の呼び寄せが可能なのは、主として「技人国」や「技能（料理人等）」といった、家族帯同が認められる就労資格に該当する層に限られている。一方で、技能実習、特定技能1号、留学といった在留資格では、原則として家族の帯同は認められていない。このため、家族呼び寄せは一定の所得要件や在留期間を満たした後に段階的に行われることが多く、通常は配偶者の呼び寄せが先行し、その後に子どもの呼び寄せが行われる。このような順序は、子どもが単独で呼び寄せられひとり親世帯を形成することを好ましくないと考えられるネパールの家族観と関係している。つまり、子どもの呼び寄せの前に配偶者の呼び寄せが想定されるため、来日から子どもの呼び寄せまでには一定の期間を要することとなる。

以上を踏まえると、ネパール国籍の未成年に見られる年齢分散型の人口増加は、出生、親の来日、配偶者の呼び寄せ、子どもの呼び寄せという段階的な移動プロセスによるものと考えられる。6歳未満の子どもの呼び寄せが相対的に少ない点についても、未就学年齢という教育条件が理由になっているというよりは、呼び寄せに至るまでに一定の時間を要する制度的・経済的要因を反映していると解釈する方が自然であろう。

さらに、ネパール国籍について特徴的なのは、移住労働そのものが男性先行型であるのに加え、家族呼び寄せの過程においても男性超過が生じている点である。ここでは、年齢層を18歳以上と18歳未満に分けて検討する。まず18歳以上の年齢層では、日本語学校や専門学校課程への進学、あるいは技能実習や特定技能といった就労経路が主となっており、男女比は男性を1とすると女性は0.6～0.9程度と、男性の割合が顕著に高い。これはネパール人の来日者が男性中心で展開されていることを反映している。一方、18歳未満の未成年についても、全年齢層にわたって男性比率が高く、特定の年齢に集中した増加は確認されない。このことから、中国のような進学や早期留学準備を目的とした年齢依存型の来日とは異なり、日本に居住しているネパール国籍者による家族呼び寄せ、すなわち家族統合の一環として行われていることを示すものと考えられる。さらに、未成年段階においても男子の呼び寄せが相対的に多い点は、教育目的というよりも、将来的な就労や家計の貢献を見据えた経済戦略としての家族呼び寄せが用いられていることを示唆している。

さて、最後にこれら4か国をまとめてみよう。中国は教育イベントに合わせた未成年者の来日が特徴的であった。18歳以上の就労時においては、ベトナム籍のみを有する出生者は2017年に1000人を超え、2024年に6,000人を超えた。これは急速に定着化が進んでい

と考えられる。他方で、その後の増減は少ない。ただし、18歳以降は非常に高い伸び率となっており、就労による来日は活発であり、また男性化が進んでいる。ネパールについては、既婚男性の移住労働が多いことが、未成年の国際移動を顕著にしている。また、経済的な家族戦略の観点から男性の呼び寄せの比率が高い。こうした経済的な家族戦略は未成年の呼び寄せを児童労働あるいはヤングケアラーとなる懸念をもたらす。フィリピン国籍しか保持しない出生者は1,500名とベトナムの四分の1程度である。こうした未成年者の移動動向を踏まえたうえで、次章ではヤングケアラーの事例を具体的に検討する。

4. 移民とヤングケアラーの事例検討

4.1 事例1：高度な感情労働としての通訳

通訳行為は、ヤングケアラーの要件になると政府でも定義されているが、何が問題とされているのか検討しよう。ここで明らかにされるのは、通訳は非対称的な権力関係の中における高度な調整を要する感情労働であり、過度な負担を子どもに強いているということである。また通訳は一時的に従事するというよりも、日常生活の中で恒常的に行われ、かつ通訳者は非代替的であるため、子どもは抑圧的な条件に適応することで役割を内面化 (Schweiger 2025) し、結果的には進学や就職に影響を及ぼすのである。

4.1.1 ヤングケアラーとしての当事者経験

Pさん、パキスタン出身、男性、現在30代。インタビューによってヤングケアラーの頃を回想してもらっている。

Pさんは父親の呼びよせによって小学校3年生の頃に来日し、北関東の農村部に暮らした。日本語を解さない両親と日本社会との接点として、次第に通訳を求められるようになったという。

例えば母親の体調が悪くなって病院に行って、先生が「様子見ましょう」というと、母は「大丈夫じゃないから病院に来たんだ」っていうんですね。母親は、私が医者になんと伝えていないんじゃないかって、疑うわけです。じゃ、私はどうすればいいのか。「もう大丈夫」と言うのではなく、「今日はだいふ良さそうなのですが、今後また痛みが出てくる可能性があるんで、その時はまた病院にすぐに駆けつけてください。病院の連絡先を教えますから」と私が勝手に情報を付け加えるんですね。そうやって母親を安心させなければならぬんです。

ここから観測されるのは、苦情を言っても、かみ合わない、理解されないというコミュニケーション上の摩擦を子どもが緩衝材となって吸収していることである。感情の吸収のための手段として、情報を付加して安心させるようになるのである。

体育館シューズ買ってきてと先生に言われて、母に伝えても体育館シューズがわからない。「すでに外履きと中履きを買ってるのに、なぜ三足目が必要か」って言う。私には説明できないわけですよ。先生は「母にちゃんと伝えなさい」と言う。でもいくら説明しても母は理解できない。先生もなぜ理解されないのかが分からない。子どもはどっちの立場もわかるんですよね。だからこの苦しみは子どもだけが抱えるって状態になるんです。なので、大人の顔色すごうかがうわけですよ。幼少期からずっとそういう経験を積み重ねた結果、大人っぽい子どもになったり、あんまり喋らなくなったりしたり、気を遣ったり、本心を言わなくなったりなるんですよね。（下線筆者）

こうした調整を要する経験は、学校においても水筒、防犯ブザー、図書袋、歯磨きセット、名前シール、カスタネットなど、さまざまな場面で発生する。こうした通訳としてのケアは学校だけにとどまらず、役所での手続き、病院への同行、商店街での買い物といった公共空間においても生じる。これらは単なる通訳行為ではなく、親や教師といった相手の感情を読み取りながら、摩擦が生じないよう情報や表現を調整する行為である。通訳の相手は、親、教師、医師、行政職員、店員など多様であり、内容も専門的知識や行政制度に関わるものが少なくない。このように、権力の非対称性を内包する関係の中で高度な通訳・調整の場面が発生するため、子どもには単なる言語能力や専門的知識だけでなく、文化的な翻訳や調整を担うことが求められる。これは極めて高度な感情労働であり、家庭と教育の現場などの間を調整する役割を担わなければならない点で、非常に負荷の大きい役割である。

また、こうした役割負担が恒常化すると、幼少期から「大人の顔色を見る」ことが習慣化し、過度に大人びた振る舞いを示すようになるとされる。感情を抑え込み、無口になる、本音を語らなくなる、過剰に適応するといった変化が生じやすい。誰にも理解されない、あるいは叱責やいじめを避けるための防御的反応として、問題を自分の中に抱え込む状況が生じやすくなるのである。結果的に、本来は支援を必要とする立場にありながら、支援する側として振る舞わざるを得ない構造が形成されてしまう。

こうした状況は、周囲から見ると「問題のない、よい子」として認識されやすい。空気を読む、大人びている、トラブルを起こさない、説明がうまいといった特性が、困難を表

出しない態度として評価され、その結果、困りごとのない「よい子」へと転化される。これが、ヤングケアラーが発見されにくい要因の一つである。

これまで述べた通り、通訳の問題は、単なる言語の問題ではない。むしろ、過大な責任を引き受けさせられる点にこそ本質がある。「子どもが通訳しているから大丈夫だ」と責任を転嫁されたり、意思疎通がうまくいかない場合には未熟な通訳者として評価されたりするなど、子どもは権力の狭間に置かれ、行き場のない厳しい立場に置かれることになる。

役割が長期化し、固定化されることで、子ども自身がそれらを内面化していく。こうした内面化は、進学選択に大きな制約をもたらす。言語や制度を十分に理解できない親と共に暮らす中で、自分が家を空けることが家族の負担になるのではないかと考えるようになるからである。このようにして子どもは、本来は支援を受けるべき立場にありながら、支援しなければならないという親役割を無自覚のうちに内面化していくのである。「親役割化」は本来親が果たすべき役割を子どもに転化することを指す概念で、Boszormenyi-Nagy and Spark (1973) はその原因を忠誠を尽くすことで関係の維持をはかろうとする行為だとし、関係的アプローチをとっている。また、親役割化を道具的親役割化と情緒的親役割化にわけると、Jurkovic (1997) によると、通訳行為自体も厳密には道具的親役割だけでなく情緒的親役割も該当することがわかる。こうして、親役割の内面化は進学・就職に大きな影響を与える。

実際に、「勉強から離れて働いたほうが、親も楽になると思ってしまう」という P さんの語りからも、その内面化の過程は明らかである。支援することに慣れる一方で、支援されることに違和感を覚えるようになり、進学を望まないという志向が形成されていく。これは、必ずしも他者から明示的に強要された結果ではなく、そうした選択を自ら合理的だと感じるようになることによってもたらされる。同様の状況は、他の移民の子どもにも共通して見られるという。その結果、「同じ時期に来日した人たちの中で、大学を卒業したのは自分だけだった」という P さんの語りが示すように、進学という選択肢がいつの間にか本人の視野から消えていくのである。

P さんの語りから理解できるのは、ケア役割の習慣化を通じて、「自分がいなければ家庭が回らない」という感覚が定着し、支援されることへの違和感が内面化されるとともに、ケアを中心とした親役割を担う思考様式が形成されていく過程である。その結果、進学という選択は次第に後景化する。親や教師への過剰な配慮は、波風を立てないように振る舞うことの目的化を導き、次第に子どもにとって問題を起こさないことが自体が価値となる。そのため、このようなヤングケアラーの問題は、周囲からは見えにくい形で存在し続けるのである。こうした事例は社会的に孤立しがちな移民家庭でよくみられる。

Pさんの語りには、「早くから大人社会に関わってきた」「責任を担ってきた」「自ら調べて問題を解決してきた」といった、一見すると肯定的な自己評価が含まれており、これらが現在の成功体験につながっていることが示唆される。これは疑似的な成熟（Pseudo-maturity）とも呼ばれるが（Jurkovic1997: xiv）、他方で、「子ども時代が無駄だったと感じる」「現在も心のなかに子どもの自分が残っている」「休むことや甘える経験が欠落している」とも語っており、ヤングケアラー経験に起因する「失われた子ども期」（Jurkovic1997）という未解決の課題を抱えている可能性も示されている。

通訳に集約される移民の子どものヤングケアラー問題は、非対称的な権力関係のもとでの調整役を子どもが担わされている点に特徴がある。具体的には、教育、福祉、労働、医療、税制度といった複数の制度的障壁を乗り越える役割が子どもに委ねられており、これは明らかに逸脱した役割分担である。したがって、子どもを介さずに制度的障壁を解消するためのオリエンテーション制度や支援体制の構築が求められる点において、本事例は事例2とも共通する特徴を有している。

4.2 事例2：親役割化から虐待への連続性

本事例はヤングケアラーが、移民、貧困、ひとり親といった条件との交差において容易に虐待事案となることを示す事例である。ここで取り上げるのは最終的には児童虐待として子どもは兄相に長期保護されるに至った案件である。

母親40代、娘小学校低学年（フィリピン国籍）、父親（日本国籍）。父親と母親はすでに離婚。娘はフィリピン出生。娘は父親の認知を受けているが、手続きに不備があり日本国籍が取得できていない。母親は父親から虐待を受け離婚。娘の国籍取得や生活保護を巡り行政とのコミュニケーションがうまくいっていない。母子世帯、生活保護受給世帯。

4.2.1 家庭生活

学校の前で撮られた集合写真では、両親の顔が黒く塗りつぶされ、「ばか」「くそ」などの言葉が書き込まれており、両親に対する娘の強い怒りの感情が表出していた。母親は父親から虐待を受けた経験があり、娘はその様子を継続的に目撃していたという。過去には、母子で家から逃げ出した経験もあった。

筆者が2025年に訪問した際、公営住宅の室内には不要になった荷物や段ボールが積み重なっており、人がかろうじて通行できる程度の空間しか確保されていなかった。室内は土足で使用されており、ふすまは取り外され、穴や傷が目立つ状態であった。母親によれば、これらは子どもが壊したものとされており、子どもの強い怒りや日常生活上のストレス

が、物理的な対象に向かって発散されていた可能性が考えられる。一方で、簡単な調理は行われていたようであり、台所周辺は比較的清潔に保たれていた。以上の点から、最低限の生活は営まれていたものと推測される。

しかし、子ども用の机は確認できず、学習のための空間は確保されていなかった。これは、子どもにとって必要な学習環境が整えられていないことを意味する。また、子ども専用のベッドはなく、押し入れに布団を敷いて就寝している状況であった。清潔かつ安全な生活環境であるとは言い難く、子どもにとって安心して過ごせる居場所が十分に確保されていない状況がうかがえる。

児童相談所は暴力を1つの理由として娘を保護しており、娘は母親から暴力や暴言を受けていたとされる。たとえば、娘への罰として人前で歌を歌わせるなどの行為を母親が指示していたことも明らかになっている。母親は当初、「わんぱくで言うことを聞かないため、しつけとして行った」と説明していたが、2026年の聞き取り調査では反省の意を示している。

4.2.2 法律文書の写経

小学校2年生の娘に写経をさせていた内容は、児童福祉法および児童扶養手当制度に関するものであった。具体的には、児童扶養手当の制度目的、受給要件、現況届、支給額などについて書き写させていた。母親によれば、これは家計を支えていくうえで重要な制度について、早い段階から理解を促すためであり、「今から準備をしておく必要がある」と考えていたという。

しかし、家庭の経済的困窮が学習課題として子どもに持ち込まれており、こうした写経の強要は年齢に不相応である。この行為は、母親が行政に対して抱いていた強い不信感を子どもに投影したものと考えられる。母親は、娘の日本国籍取得や生活保護をめぐる諸手続きにおいて、多くの不満を抱いていた。とりわけ生活保護の制度はかなり複雑で変動することに納得できない様子であった。書類には計算式が書かれており、母親自身が制度を理解しようと努めていた形跡も確認できる一方で、複雑な行政手続きを理解しようとすればするほど、納得のいかない場面が多く生じていたようである。

娘の日本国籍取得についても、自力ですべてを整えようとしていたが、元夫が非協力的であったため、書類不備が続き未だ娘は日本国籍を取得できていない。

また、外国人の場合、銀行や信用機関からの借入入れが困難であることから、友人や知人から金銭を借りることが多い。本事例においても、友人が本人から金銭を借りていたことが確認されており、その返済にあたって、娘に金銭の取り立て役を担わせていた。次の

事例にもつながるが、金銭の貸与や取り立てを子どもが担うことは、送り出し国の一部において慣行として見られる場合があり、日本においても同様の行為が行われることがあるようである。児童相談所は一連の対応を問題として娘の一時保護を決定した。金銭の取り立て行為は、日本の法制度において厳しく制限されており、人権侵害や身体的危害につながる可能性がある。

この事例が示唆する点は以下のとおりである。第一に、本事例は、ヤングケアラーの定義に合致する親役割化（parentification）を明確に示している。生活保護制度や児童扶養手当に関する資料を写経させ、その内容を理解させる行為は、本来大人が負うべき対外的・法的リスクを子どもに担わせることを意味しており、子どもは家庭の内外にわたる調整役を強いられている。発達段階を考慮すれば、こうした役割付与は明らかに過大かつ不適切である。さらに、金銭の取り立て行為は、年齢にそぐわないだけでなく、刑法に抵触しうる行為でもある。

また、ひとり親家庭における生活不安やストレスが、直接的に子どもへと向けられ、支配的な関係性のもとで、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトといった複数の虐待が重層的に生じている点も、本事例の重要な特徴である。総じて、移民家庭が置かれている日本の税制や社会保障制度に対する理解不足、それに起因する行政への不信感、さらには生活困窮といった生活の不安定さが、そのまま母娘関係に反映されている点が確認できる。

多くの先行研究では、ヤングケアラーと児童虐待は区別して論じられる傾向にある。しかし、状況が段階的に悪化し、適切な介入がなされない場合、ヤングケアラー状態が連続的なプロセスとして児童虐待へと転化していくことを本事例は示している。生活保護のケースワーカーは配置されていたものの、家族全体の生活状況を継続的に把握し、支援を調整する伴走者は不在であった。

4.3 事例3：母子関係における支配／従属と親役割化

この事例は、国際移動の下で生じる仕送り経済に子どもが動員され、生産および再生産部門の双方に子どもが組み込まれることによって進学や就職に大きな影響を及ぼす事例である。これは、近代的福祉国家モデルが前提としてきた子ども観とは異なる位置づけである。

Iさん。日本生まれの日本国籍保持者だが、出生直後に母親と共にフィリピンに渡り、フィリピンで育つ。中学校のとき日本に再来日。母親がフィリピンの親族に対する過度な仕送りを続け、Iさん自身も生計に関わる。現在20代。

Iさんは自身の人生を以下のように振り返る。フィリピンでの幼少期から過酷な環境で

育った。母親が日本で貯めたお金で始めた「ファイブ・シックス」と呼ばれる高利貸しの集金業務を、小学校3年生から6年生まで担当した。母親では回収が難しかったため、子どもである私が「お腹がすいた」「母に怒られる」などと同情を誘い、市場で集金を行った。朝7時に朝食抜きで家を出て、徒歩で市場へ向かい、帰宅は朝9時頃になったが交通費はあたえられなかった。このビジネスは、母親の経営能力のなさから最終的に失敗に終わった。

自分が子どもっていうのを武器にして、「もうお腹すいたから早くお金ちょうだいって言うんですよ。お金返してくれないとお母さんに怒られるから、早くください」って言って。もうくれないと「ここから動かない」って言ったんですよ私が。そうすると、かわいい子がみたいなお腹空かしてかわいそうみたいって他の人が言ってくれるわけ。周りの人も手伝ってくれるんです。小学校3年生から6年生までの話です。

家庭では、母親から支配的な扱いを受け、笑顔を見た記憶がほとんどないという。「あんたたちを産まなきゃよかった」と言われ、ほうきやハンガーで体罰を受けることもあった。毎朝5時に起きて姉妹で朝食を買いに行き、週末には家族全員の洗濯物を手洗いするなど、幼い頃から家事労働も担っていた。当時は、シングルマザーとして苦勞する母親を「かわいそう」「助けてあげたい」という気持ちで手伝っており、自身の状況を「苦しい」とは認識していなかった。

私が母に従わなかった時は、「あんたのことお父さんに返すぞ」って言うのね。フィリピン文化ですかね、シングルマザー特有の決め台詞を言うんですよ。私はすごい怖かったですね。おばあちゃんに聞くと、すごい悪いことしか言わないので。もし私が日本の父と住んだら、これよりひどい人生なのかなって子どもながらも思ってた。だから学校も頑張って1、2、3位取ってお母さんが喜ぶことをしたいなと思って。お母さんが苦しいんだったら私がって気持ちでした。

母親は、父親との関係を遮断して、「会ったこともない父親」という、より怖い世界の存在を子どもの脅しにを使って、従属させるという方法を用いている。逃げ道であるはずの祖母は、それが母親の単なる脅し文句ではなく真実であるとして脅しを補強していたことがわかる。これは、今以上に苦しい生活があるということを想像させ子どもに従属させる手段である。この手段は、子どもが母親のことを最優先にして、自分のことを後景化させ

るには十分である。自らを後景化させる点は、事例1と同じである。そして、Iさんは母親が暴力的手段を用いていたという自覚さえもなく、「フィリピンにおける決まり文句」と言っていたように、それらを文化の問題として処理しようとしていたのである。

Iさんのインタビューには、脅し、暴力、生活の破綻があったにもかかわらず、追い詰められた母親を否定したり加害者として見なたりせず、「かわいそう」と寄り添おうとする娘の態度がはっきりと表れている。小学校の娘が借金取りをしていたのが、逃げられてしまい完全に母のビジネスは破綻してしまったにもかかわらず、それでも母親をかばおうとしている。常に母親を理解し、寄り添おうとする姿勢がみられる。先の脅しもあり、母親を否定する選択肢が奪われた状況にあり、寄り添うことしか選択肢が残っていなかったともいえる。

4.3.1 日本への再渡航と権利・保護・参加の主体としての転機

Iさんは中学校から日本に再移住し、保証人である日本人夫婦の元で生活を始める。「保証人が私たちと一緒に住んでた時は、子どものために栄養あるものばかりを保証人が料理してくれてたので、それは本当にありがたかった」というように、Iさんは子どものために尽くす保証人夫婦の姿に触れ、「親は子どものために行動するものだ」という新しい価値観を知り、フィリピンでの「子どもが親を助けるのが当然」という考えが絶対ではないことに気づいたという。

中学3年の時、母親は家計の支え手として高校進学に反対したが、保証人の後押しで高校に進学した。また、経済的理由で大学進学を諦めていたが、この時もまた、保証人の勧めで進学を決意した。高校の先生からは日本語ができないので「無理だ」と言われたが、自力で「英語一科目型」入試を見つけ2つの大学の入学が許可された。学費は高校3年間で貯めた100万円で受験料など必要経費を払い、大学では成績優秀者として前期の学費が免除された。最終的には修士課程を修了した。

この経験は彼女にとって自分が「守られる主体としての子ども」であることを初めて体感した経験であった。それまでケアする側に置かれてきた彼女が、保証人夫妻によって、自らの位置付けを「ケアする側」から「ケアされる側」へと転化させたのである。高校進学をめぐるのは、母親が「稼ぐ立場」に立つことを求めたのに対し、保証人夫妻は、教育を受ける主体としての彼女の権利を優先した。そこでは母の都合や家計の事情よりも、まず子どもの権利が中心に据えられていた。こうした経験の積み重ねがあったからこそ、大学のキャンパスツアーにおいて、彼女は「自分のために夢を持っていい」と初めて感じるに至った。それは、今を支える存在としてではなく、未来のために存在する主体として承

認された瞬間でもあった。そして、自己の将来のためにお金を使うという行為は、その主体化が具体的行動として現れた場面である。この過程において彼女は、「ケアする主体」としての子どもから、「守られる主体」としての子ども、「権利の主体」としての子ども、そして「未来を持つ主体」としての子どもへと転化していったといえる。

彼女の転換は母親にも影響を与えた。何度も対立したあと、母は病気になりフィリピンの親族への過度な仕送りを見直した。

（仕送りを続ける母親に）貯金あるのって聞いたらママは「ない」って言うんですよ。「フィリピンの弟も妹も全員も家族持ってるんだから、毎回ママが仕送りするのはおかしい」って言ったら、母はすごい怒るんですね。でも、ついに病気になって、私の言うことを聞くようになって。母が病気にならなければずっと仕送りを続けてたのかなと思うと、すごい怖かったですね。だって、母親のおかずってふりかけぐらいですよ。自分の食べ物を削ってまで送金するのっていうのを、見るのもかわいそうだなと思ったので、強気で出ましたね。

ようやく母親は過度な仕送りをやめるようになった。しかし、ヤングケアラーとして彼女がいま母親のことをどう理解しているかと言えば、母親のことを尊敬できず、また子どものようにケアを必要とする人だと理解しているという。過度な仕送りについて、Iさんはフィリピン的価値観に基づく文化として理解を示している。また、母親は判断能力に欠けるため、保護の対象であるとも認識している。これは、ヤングケアラー経験を通じて形成された親役割化が成人後も持続し、親子関係の逆転が固定化していることを示している。

Iさんの語りは、「母親」や「ママ」といった呼称の使い分けや、「かわいそう」「強気で出た」といった表現に示されるように、母親を絶対的な存在として捉えつつも、その評価が一義的に定まっていない点に特徴がある。このような評価の揺らぎは、成長の各段階において、母親に対する評価と再評価が繰り返し行われてきたことを示しており、終わりのない解釈のプロセスとして存在しているといえる。こうしたライフコースを通じた意味づけの揺らぎは、Orellana and Phoenix (2017) が指摘した、子ども期の経験が成人期においても再解釈され続けるとする知見と整合的である。

4.4 事例 4. 在留資格制度とヤングケアラー：ネパール人の事例

ここでは、在日ネパール人が経営するインドカレー店を事例として取り上げる。多くのインドカレー屋の経営者は、在留資格「技能」や「経営・管理」を保持しつつ、来日当初

は従業員として来日し、その後独立して家族経営へと移行するという経路をたどる。まず男性が単身で来日し、一定の経済的基盤を確立したのち、配偶者や子どもを呼び寄せることで家族の統合を果たしていくのが典型的である。呼び寄せは配偶者、子どもの順で行われることが多いが、呼び寄せに必要な所得要件を満たすまで数年を要することが多い。さらに呼び寄せのあとも、在留資格を維持するためには、店舗の売上と安定した所得の確保を継続しなければならない。

呼び寄せられた配偶者や子どもの在留資格は「家族滞在」であることが多い。在留資格「家族滞在」とは、「経営管理」「技能」といった就労系在留資格⁽¹⁾を有する外国人が、扶養する立場にある配偶者および子どもが取得する在留資格であり、親や兄弟姉妹は原則として対象外となる。在留資格「家族滞在」での就労は原則禁止だが、資格外活動許可を得た場合には、週28時間以内の就労が認められている⁽²⁾。

この在留資格は扶養者の在留状況と強く結び付いており、扶養者が失職した場合や帰国等により在留資格を失った場合には、家族滞在の配偶者や子どもも在留資格の更新・維持が困難となる。在留期間は6か月、1年、3年などがあり、更新時には扶養者の収入や雇用の安定性、入管法違反の有無、税金や社会保険料の納付状況などが審査される。また、近年では、子どもの就労や教育の状況も更新審査の対象となっている⁽³⁾。

更新審査は比較的厳格であり、要件を満たさない場合には更新が認められず、結果として家族全体の在留継続が不可能となる。したがって、安定した店舗の経営は在留継続に不可欠であり、「失敗することのできないビジネス」が家族に課されている。こうした状況で、配偶者や子どもといった被扶養者にも家計への貢献が期待されることになる。場合によっては更新時審査の際、カレー屋の売り上げを過大に申告し、過剰な税を納付するという実践も行われている。こうした家族労働への期待は、子どもをヤングケアラーに駆り立てる要因となり、場合によっては児童労働に該当する。「事実上の店長となった夜間中学生が慣れない調理でやけどをする」「チーズナンは調理が難しく危険である」といった事例が示すように、入管法上は厳格に規制される一方で、家族労働の境界はあいまいである⁽⁴⁾。

先に示したコーホート分析によれば、中国籍の未成年の来日は教育戦略として位置付けられるが、ネパール籍の場合は大きく異なる。年齢を問わず未成年の呼び寄せが行われて

(1) 在留資格「技能実習」「特定技能」などを除く。

(2) ただし、風俗関連業務などへの就労は認められていない。

(3) 行政書士に対する聞き取り調査から(2025年8月)。

(4) ネパール系住民に対して調査を実施した本間桃里氏(同志社大学)の教示による(2025年8月)。

おり、特定の年齢層に集中する傾向が見られないことから、在留資格のタイミングや親の都合による呼び寄せと考えられる⁽⁵⁾。さらに、男子選好がみられることから、稼ぎ手としての呼び寄せである可能性が高い。息子は規範的にも稼ぎ手として位置付けられ、長期的に生計に貢献することが見込まれるが、娘の場合は結婚を機に帰国する可能性があり、家計への貢献が途絶えることも想定される⁽⁶⁾。すなわち、在日ネパール人の呼び寄せは、教育戦略よりも経済戦略が優先されていると言える。

ネパール人のこうした経済優先の傾向を強化しているのが、日本における教育アクセスの難しさである。ネパールの義務教育期間は8年であり、高校進学のためには追加的な就学が必要となる。しかし、日本では学齢主義が採用されているため、学齢超過の子どもの編入は認められないことが多い。その結果、ネパールでは義務教育を修了していても、日本では未修了とみなされる場合がある。このような場合、公立の夜間中学校への就学が現実的な選択肢となる（本間 2025）が、公立の夜間中学校は全国に62校しかなく、地域によっては通学そのものが困難である。夜間中学校に通うことができなければ、義務教育すら修了できない状況は、教育機会の確保という観点からは大きな問題点と言えよう⁽⁷⁾。

文部科学省は夜間中学校の設置を促進しており、2016年に施行された教育確保基本法において、義務教育未修了者に対する教育機会の確保が各自治体に義務付けられた。しかし、移民の子が全国に点在する現状では、全ての移民の子どもが平等に教育機会を得るのは難しい状況にある。

さらに、家族滞在の子どもにとって大きな問題となるのが、在留資格「家族滞在」と就職の関係である。家族滞在は被扶養者を前提としており、就労を希望する場合には別の在留資格への変更が必要となる。しかし、義務教育未修了の場合、日本での進学や就労に必要な学歴・資格要件を満たすことが難しく、在留資格変更が困難となるケースが多い。近年では、在留資格更新時に「家族滞在」が「出稼ぎ」でないことの立証が求められ在学証明書などの提出が必要とされる一方、学校は有効な在留資格がないと就学は認めないという循環的問題が発生している⁽⁸⁾。

18歳以上であっても在留資格「家族滞在」の更新は可能だが、無期限ではない。また家族滞在は、フルタイムの正規労働を認めない在留資格である。長期的な定住を考える場合、

⁽⁵⁾ 近年の傾向では、18歳になると在留資格家族滞在での入国は困難になってきた。そのため、家族帯同の早期化が進んでいる。

⁽⁶⁾ なお、在留資格「家族滞在」同士の婚姻による在留は入管法上難しい。

⁽⁷⁾ 夜間中学校の設置状況については、文部科学省 HP に詳しい。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00003.htm

⁽⁸⁾ 行政書士 Y 氏に対する聞き取りから（2025年8月）。

いずれかの段階で別の在留資格への切り替えが不可欠である。しかし、切り替えがうまくいかない事例も増えている。在留資格「留学」、「定住者」、「特定活動」への変更には、多くの場合、高校卒業が要件となる場合が多く、高卒資格の有無が滞在の分水嶺となっている。

本事例は、ヤングケアラーが家庭内の問題として理解されがちであるのに対し、移民家庭においては在留資格制度や教育制度といった構造的条件があることを示している（cf. 藤間 2024）。すなわち、制度的制約のもとで子どもがケア役割や稼ぎ手役割へと動員される事例である。移民家庭における家族統合は、子どもの福祉にとって重要だが、日本で待ち受けているのは、生計維持にとどまらず、店舗経営や在留資格維持のための家族労働、さらには資格外活動である。これらは有償労働と無償労働の重層的なものである。資格外活動の週 28 時間は、低賃金労働に充てられることが多く、「手伝い」も含めると多くの時間が労働に割かれている。結果として、教育機会が制約され、子ども自身に役割選択の余地はほとんど与えられていない。本事例は無償・有償労働への動員、教育機会の剥奪、非代替性という特徴を併せ持つ点においてヤングケアラーの事例であると同時に、在留資格制度と教育制度によって生み出された児童労働の問題を示す事例である。こうした問題によって、家族統合がかなった子どもの「日本で家族と暮らす」という夢は、「こんなはずじゃなかった」という困難な現実へと容易に転化するのである。

5. 結論

移民家庭は、国際移動の過程や定着過程における家族構造の変化の中で、生産・再生産労働の再配置を経験する。その際、子どもの役割もまた変化する。ヤングケアラーの問題は、移民家庭の逸脱として理解されるべきものではなく、再生産労働の再配置の過程において、移民政策、福祉制度、教育制度といった異なる制度枠組みの影響を大きく受ける現象である。

親役割化とは、複雑化した社会制度への対応を親が担いきれない状況において、その役割を子どもが引き受ける行為として体现されている。しかし、過度な子ども依存の状況が固定化することで、親役割化は定着し、子どもの教育や就業の選択に長期的な影響を及ぼすことも明らかとなった。これは、国際移動時における日本の制度についてのオリエンテーションの不足と対応している。

さらに、移民家庭が出身国の家族に対して仕送りを行う家族主義的規範を有していることや、在留資格を維持する必要性も、子どもを生産・再生産部門へと動員する契機となっ

ている。他方で、親役割化は親子間の権力関係が変化することを意味するものではない。むしろ、親による子どもへの強固な支配関係を前提とするため、虐待へと至るケースが生じうることも明らかとなった。また、在留資格「家族滞在」も子どもを従属的な位置づけを固定的なものにする。

ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であると同時に、それを取り巻く制度の問題でもある。生産・再生産労働の再配置は諸制度によって大きく規定されており、ヤングケアラーの問題は制度的アプローチも有効であることが示唆される。

文献

- 王紫微, 2026, 「高校から大学への留学志向の形成に関する研究——中国人留学生の語りから」 京都大学文学研究科修士論文（未刊行）。
- 国際連合, 1989, *Convention on the Rights of the Child*. (日本語訳: 外務省「児童の権利に関する条約」) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>
- 小島祥美, 2015, 「特別の教育課程導入と外国人児童生徒の教育」『移民政策研究』7: 56-70.
- 子ども家庭庁, 2025, 「こどもまんなか実行計画 2025」子ども家庭庁. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/e737eb3c/20250606_policies_kodomo-taikou_52.pdf
- デロイトトーマツコンサルティング, 2023, 『子ども・子育て支援等推進調査研究事業報告書（ヤングケアラー支援に関する調査）』こども家庭庁。
- 藤間公太, 2024, 「児童虐待に対する取り組みをめぐる課題—行政が依拠する思考方法の転換に向けて—」『計画行政』47(2): 15-20.
- 常盤文枝・浅井宏美・辻玲子・水間夏子・上原美子・黒田真由美 2022「日本におけるヤングケアラーの概念分析」『日本看護科学会誌』42 巻, pp. 494-500.
- 日本総合研究所, 2022, 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究』こども家庭庁。
- 三菱 UFJ リサーチアンドコンサルティング, 2021, 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』厚生労働省。
- 本間桃里, 2025, 「移民を取り巻く社会システムと公教育へのアクセス——在留資格がない／不安定な人々の経験から——」 博士論文, 京都大学。
- Boszormenyi-Nagy, Ivan and Geraldine M. Spark, 1973, *Invisible Loyalties: Reciprocity in Intergenerational Family Therapy*, New York: Harper & Row.
- Boyle, Geraldine, Georgina Constantinou and Rebecca Garcia, 2023, "Does Gender Influence Children's and young people's caring? A Qualitative, Systematic Review and Meta-Ethnography," *Children & Society*, 37(2): 404-423.
- Jurkovic, Gregory J., 1997, *Lost Childhoods: The Plight of the Parentified Child*, New York: Brunner/Mazel.
- Orellana, Marjorie Faulstich and Ann Phoenix, 2017, "Re-interpreting: Narratives of Childhood Language Brokering over Time," *Childhood*, 24(2): 183-196.
- Phelps, D. (2017). *The Voices of Young Carers in Policy and Practice. Social Inclusion*, 5(3), 113-121.
- Schweiger, Gottfried, 2025, "The Vulnerability and Injustices Faced by Young Carers in Developed Societies," *Societies*, 15: 101-116.
- Zelizer, Viviana A., 1985, *Pricing the Priceless Child: The Changing Social Value of Children*, New York: Basic Books.